

請 願 文 書 表 (2 3 - 4 - その 1)

- 1 受理番号 請願第2号 令和5年11月16日受理
- 2 件 名 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願書
- 3 陳 情 者 住 所 千葉県中央区中央4-13-9
氏 名 千葉県弁護士会 会長 菊地 秀樹

4 趣 旨

特定商取引法は、これまで幾度も改正が繰り返されてきましたが、平成28年の改正の際、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との、いわゆる5年後見直しが、附則に定められました。

そして、2022年12月1日に施行から5年が経過しました。

令和4年版消費者白書によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は85.2万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況です。そして、この消費生活相談のうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の54.7%という高い比率を占めています。

65歳以上の高齢者の相談では、訪問販売の割合が14.4%、電話勧誘販売の割合が8.1%であり、65歳未満の割合の2倍を超えています。

特に、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%と圧倒的多数を占めており、判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれます。

また、世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展やコロナ禍の影響からインターネット通販におけるトラブルが増加しています。

さらに、マルチ取引は、相談件数全体に占める割合は1.1%であるものの、20歳代においては5.1%と高い比率を示しており、今後は成年年齢引下げに伴う被害の更なる増加が心配されます。

このように、平成28年改正後も特定商取引法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特定商取引法の抜本的改正がなされることが急務となっています。

以上の理由により、消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、貴議会にお願いいたします。

- 5 紹介議員 松本 裕次郎
- 6 付託委員会 総務常任委員会